号外第1号

令和4年2月25日

発 行 所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目 次

告 示

告

示

広島市告示第81号

令和4年2月25日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和3年広島市告示第37号で指定している形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変 更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧すること ができます。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 広島市南区似島町字東大谷3073番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第3
 - 1条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染 の除去等の措置

土壌汚染の除去

広島市告示第82号

令和4年2月25日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届 出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができま す。

広島市長 松 井 一 實

1 指定する形質変更時要届出区域 広島市中区東千田町一丁目1番59の一部

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31 条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 。 砒素及びその化合物

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特 定有害物質の種類

鉛及びその化合物